

教育職員免許法第6条別表第6（6の2）による取得

所有免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で
養護教諭または栄養教諭の上級免許状を取得する場合

（1）単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得する必要があります。

※基礎となる免許状を取得する前に修得した単位は使用できません。

（2）単位を修得する大学等

取得する免許状についての認定課程を有する大学や、別表第6または別表第6の2で使用可能な科目として開講している認定講習等

（3）在職年数について

基礎となる免許状を取得した後、基礎免許状に対応する教員として勤務した在職年数が対象。

※必要な在職年数は、御自身の学歴や取得しようとする免許状の種類によって異なりますので、詳細は「（4）最低修得単位数等」を確認してください。

※非常勤講師としての勤務期間がある場合、週当たり10時間以上勤務していれば常勤と同様とし、週当たりの勤務時間が10時間未満の場合、週10時間を基準として按分して計算します。

例：週当たり5時間で1年勤務 ⇒ $5\text{時間} / 10\text{時間} \times 1\text{年} = 0.5\text{年}$ と換算

週当たり6時間で4年勤務 ⇒ $6\text{時間} / 10\text{時間} \times 4\text{年} = 2.4\text{年}$ と換算

（4）最低修得単位数等

取得する免許状の種類に応じて、必要単位数等の欄よりご確認ください。

取得する免許状	基礎となる免許状	必要単位等
養護教諭専修免許状	養護教諭一種免許状	【H】別表6（養一 ⇒ 養専）
養護教諭一種免許状	養護教諭二種免許状	【I】別表6（養二 ⇒ 養一）
栄養教諭専修免許状	栄養教諭一種免許状	【J】別表6の2（栄一 ⇒ 栄専）
栄養教諭一種免許状	栄養教諭二種免許状	【K】別表6の2（栄二 ⇒ 栄一）

【H】別表6（養一 ⇒ 養専）

□ 免許状取得に必要な在職年数

養護教諭一種免許状を取得した後の、以下に掲げる在職年数が必要。

職	在職年数
養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭	3年

□ 最低修得単位数

養護教諭一種免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

修得すべき科目	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	15

※大学院又は大学（短期大学を除く）の専攻科において修得すること。

※大学が独自に設定する科目は、「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を修得するものとする。

【I】別表6（養二 ⇒ 養一）

□ 免許状取得に必要な在職年数

養護教諭二種免許状を取得した後の、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭としての在職年数が必要。必要な年数は下記の表を参照。

□ 最低修得単位数

養護教諭二種免許状取得後に、在職年数に応じて以下の単位を修得すること。

取得する免許状		一種免許状				
基礎となる免許状		二種免許状				
在職年数（※1）		ア			イ	ウ
		3	4	5	1	1
養護科に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	2	2		2	2
	学校保健	1	1		1	1
	養護概説	1	1		1	1
	免許法施行規則第九条の表に掲げる養護に関する科目（※2）から選択	4	3	4		
	計	8	7	4	4	4
の養に教護関する基礎的・栄養目的等理解	A 教育の基礎的理解に関する科目	3	2			
	B 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1			
	C 教育実践に関する科目					
	上記3（A～C）科目群から選択	2	1	3	3	3
	計	6	4	3	3	3
大学が独自に設定する科目		6	4	3	3	3
要修得単位数合計		20	15	10	10	10

※1 必要な在職年数は原則、ア（3～5年）となるが、以下のイまたはウに該当する場合は1年となる。

（イ）教育職員免許法別表第2（ロ）の規定により授与された二種免許状（保健師免許を有することで取得）を有する場合

（ウ）次のいずれかに該当

- ・大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
- ・大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
- ・旧国立養護教諭養成所を卒業した場合

なお、最低在職年数（アの3年）を超える在職年数には、校長・園長・副校長・副園長・教頭・主幹教諭・指導教諭・主幹保育教諭・指導保育教諭・教育長・指導主事・社会教育主事としての在職年数を通算可。

※2 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法、栄養学（食品学を含む。）、解剖学・生理学、「微生物学、免疫学、薬理概論」、精神保健、看護学（臨床実習及び救護処置を含む。）から選択して修得すること。

※3 大学が独自に設定する科目は、「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充当可能。また、大学が加えるこれらに準ずる科目を修得することも可能。

【J】別表6の2（栄一 ⇒ 栄専）

□ 免許状取得に必要な在職年数

栄養教諭一種免許状を取得した後の、以下に掲げる在職年数が必要。

職	在職年数
栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭	3年

□ 最低修得単位数

栄養教諭一種免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

修得すべき科目	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	15

※大学院又は大学（短期大学を除く）の専攻科において修得すること。

※大学が独自に設定する科目は、「栄養に係る教育に関する科目」「大学が加えるこれらに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

【K】別表6の2（栄二 ⇒ 栄一）

□ 免許状取得に必要な在職年数

栄養教諭二種免許状を取得した後の、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭としての在職年数が必要。必要な年数は下記の表を参照。

□ 最低修得単位数

栄養教諭二種免許状取得後に、在職年数に応じて以下の単位を修得すること。

取得する免許状 基礎となる免許状		一種免許状							イ
		二種免許状							
在職年数		ア							イ
		3	4	5	6	7	8	9	
管理栄養士学校指定規定別表第一に掲げる教育内容に係る科目		32	28	24	20	16	12	7	
栄養に係る科目	A 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項								A～Dの4科目をすべて含み2単位
	B 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項								
	C 食生活に関する歴史的及び文化的事項								
	D 食に関する指導の方法に関する事項								
	上記A～Dより1科目以上選択	2	2	2	2	2	1	1	
の養に教護に関する基礎的・栄養等理解	E 教育の基礎的理解に関する科目								EとFの科目をそれぞれ含み6単位
	F 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目								
	G 教育実践に関する科目								
	上記E～Gより1科目以上選択	6	5	4	3	2	2	2	
要 修 得 単 位 合 計		40	35	30	25	20	15	10	8

※管理栄養士の免許を有している場合、上記の（イ）に該当し、在職年数は不要。それ以外の場合、必要な在職年数はア（3～9年）となる。